



2022年5月18日

各 位

会社名 九州電力株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
(コード番号：9508 東証プライム・福証)
問合せ先 ビジネスソリューション統括本部
地 域 共 生 本 部
経営法務グループ長 田代 哲也
TEL. (092) 761-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を本年6月28日開催の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日
定款変更の効力発生予定日 2022年6月28日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(14) < 省 略 > < 新 設 > < 新 設 ></p> <p><u>(15) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売</u></p> <p><u>(16) 不動産の売買、賃貸借および管理</u></p> <p><u>(17) 前各号に付帯関連する事業</u></p> <p><u>(18) 経営上必要と認める他の会社への投資</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(14) <現行どおり></p> <p><u>(15) 農林水産物の生産、加工および販売</u></p> <p><u>(16) 損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(17) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業</u></p> <p><u>(18) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売</u></p> <p><u>(19) <現行どおり></u></p> <p><u>(20) <現行どおり></u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報の全部または一部を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>付 則</p> <p>　　< 新 設 ></p>	<p>付 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-----------------------------------	---

以 上